

特許庁長官意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書 (照会番号第 号) については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税定率法第 21 条の 4 第 8 項の規定に基づき通知します。